

# 農地を守り、有効に利用しましょう！

農地は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤です。しかし、耕作や管理をしないまま放置すると雑草や雑木が繁茂して荒れてしまいます。一旦荒れると、再び耕作できる状態に戻すためには大変な手間と労力がかかります。また、周辺農地への鳥獣や病害虫による被害、不法投棄等の発生にもつながります。草刈りや耕起等を行い、農地を適正に管理いただきますようお願いいたします。

農地の権利をお持ちの方が病気や高齢であることや、遠方にお住まいの方が相続したこと等により、農地として適正に利用できずにお悩みの方は、ぜひお早めに農業委員会にご相談ください。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 農地改良について

農地改良等で農地に切土・盛土を行う場合は、農業委員会に届け出をお願いしています。施工目的・内容によっては一時転用許可（知事許可）が必要になることもありますので、時間に余裕をもって農業委員会にご相談ください。（一時転用許可の場合は、3か月程度必要になります）

農地改良は、大切な農地に手を加えることから、所有者ご自身でも十分検討のうえ慎重に進める必要があります。施工業者に任せきりにしたために、農地が荒らされトラブルになってしまった例もあります。また、極端な場合には農地法違反を問われることにもなりますので、ご注意ください。

## 農地を相続したときは届出を

農地を相続などで取得した場合、農業委員会へ届出が必要です。

農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。

今年は、農地の転用を...

ちょっと待って！

## 農地の転用には許可が必要です！

農地も自分の土地なんだから、自由に利用していいんでしょ？



確かに農地は個人の土地ですが、**農地を転用するには、届出や許可が必要です。**



住宅や倉庫の建築、資材置場や駐車場としての利用など、農地を農地以外の目的で利用する場合（＝農地を転用する場合）は、原則、市街化区域では農業委員会への農地転用の届出が、市街化調整区域では北海道知事（又は農林水産大臣）の農地転用許可が必要です。

適法な手続きを経ず無断で農地を転用した場合や、許可を受けても許可条件に違反した場合などは農地法違反となり、違反したままでは、新たに農地を取得して規模を拡大しようとする場合など、今後の土地利用の際に様々な支障が生じます。また、農地法により、罰則が科せられる場合もあります。

農地を農地以外の目的で利用したいとお考えの場合は、事前に農業委員会事務局農地係までご相談ください。  
※ 農地転用の申請をしてから許可が下りるまでに、相当の日数がかかる場合がありますので、期間に余裕をもってお早目にご相談願います。

農業委員会お問い合わせ先  
ホームページアドレス

札幌市農業委員会事務局

Tel.211-3636

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/index.html>